

平成27年度行政事業レビュー「公開プロセス」

情報通信利用環境整備推進事業

補 足 説 明 資 料

平成27年6月22日
総合通信基盤局
電気通信事業部
高度通信網振興課

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 抄

第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、世界最高水準の事業環境を実現するため、今般策定される新たなIT戦略(本年6月14日閣議決定)を精力的に推進し、規制・制度改革の徹底並びに情報通信、セキュリティ及び人材面での基盤整備を進める。

④ 世界最高レベルの通信インフラの整備

圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。このため、情報通信分野における競争政策の更なる推進等により、OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す。

世界最先端IT 国家創造宣言
（平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定） 抄

IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化
2. 世界最高水準のIT インフラ環境の確保

IT インフラに関しては、2000 年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつIPv6 にも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。また、耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含めた全ての地域における国民のブロードバンド環境の整備や、陸地のみならず、海上における資源探査や安全確保にも資する衛星ブロードバンド環境の活用など、世界で最も強靱なブロードバンド環境を整備すると共に、日本と世界をつなぐ信頼性・安定性の高いグローバルインフラの整備を進めていくことも必要である。このため、以下の取組を推進する。

- (1) 通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等の競争政策や、新たなワイヤレス産業の創出等にも資する電波の有効利用を引き続き推進するとともに、離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る。

世界最先端IT 国家創造宣言 工程表

○通信ネットワークインフラの推進

【短期(2014年度～2015年度)】

- ▶ **離島を含めたすべての地域**における国民の超高速ブロードバンド基盤の整備に向け、**各地域の実情に応じて**、通信事業者を含む関係団体と**協議の場を設置し、整備方針等を策定する**。【総務省】
- ▶ 沖縄の本島と離島を結ぶ海底光ケーブルの整備を支援するとともに、**過疎地・離島等**の条件不利地域等において**超高速ブロードバンド基盤を整備する自治体に対して支援する**。【内閣府・総務省】

【中期(2016年度～2018年度)・長期(2019年度～2021年度)】

- ▶ 海底光ケーブルが整備された離島をはじめとした条件不利地域等において**超高速ブロードバンド基盤を整備する自治体に対して支援する**。【内閣府、総務省】

年度	短期			中期			長期			KPI ※
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
										超高速ブロードバンド基盤・ゼロ自治体数
	沖縄県での海底光ケーブル等の整備【内閣府】			各協議会において整備方針等の決定【総務省】			離島・過疎地等の条件不利地域での超高速ブロードバンド基盤の整備【内閣府、総務省】			

※: 目標を具体的に実現するための「施策」が計画通り遂行されているかどうか定量的に測定する「指標」(重要業績評価指標: Key Performance Indicator)
 なお、超高速ブロードバンド基盤ゼロ自治体の数は平成26年3月末時点で3団体となっている

※ 新成長戦略(平成22年6月18日 閣議決定) 抄

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

成長を支えるプラットフォーム

(5) 科学・技術・情報通信立国戦略

～IT立国・日本～

(情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤)

情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつける。未来の成長に向け、「コンクリートの道」から「光の道」へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、新たなイノベーションを生み出す基盤となる。

《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

成長を支えるプラット・フォーム

V 科学・技術・情報通信立国における国家戦略プロジェクト

16. 情報通信技術の利活用の促進

(前略)。また、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 戦略本部)を中心に、情報通信技術の利活用を阻害する 制度・規制等の徹底的な洗い出し等を実施する。あわせて、「光の道」構想(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用)の実現を目標とし、速やかに必要な具体的措置を確定した上で、所要の法案等を提出する。

平成26年度政策評価書における情報通信利用環境整備推進事業の位置付け

平成26年度 総務省の主要な政策

行政改革・行政運営

- ・政策2 適正な行政管理の実施
- ・政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善

地方行財政

- ・政策4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
- ・政策5 地域振興(地域力創造)
- ・政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化
- ・政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築

選挙制度等

- ・政策8 選挙制度等の適切な運用

電子政府・電子自治体

- ・政策9 電子政府・電子自治体の推進

情報通信(ICT政策)

- ・政策10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
- ・政策11 情報通信技術高度利活用の推進
- ・政策12 放送分野における利用環境の整備
- ・政策13 情報通信技術利用環境の整備
- ・政策14 電波利用料財源電波監視等の実施
- ・政策15 ICT分野における国際戦略の推進

郵政行政

- ・政策16 郵政民営化の確実な推進

国民生活と安心・安全

- ・政策17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
- ・政策18 恩給行政の推進
- ・政策19 公的統計の体系的な整備・提供
- ・政策20 消防防災体制の充実強化

政策13 情報通信技術利用環境の整備

政策の概要

超高速ブロードバンド利活用基盤の整備の推進や電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進する。また、迷惑メール対策やインターネット上における児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全なインターネット環境の整備を図る。これらにより、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。

基本目標

ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争の促進を図り、ICT利用者の利便性向上を実現するほか、情報通信ネットワークの安全・信頼性を向上させることにより、安心・安全なインターネット環境を実現する。

施策目標

- 利活用の基盤となるインフラ整備の促進により、超高速ブロードバンドの利活用向上を実現すること
※ 上記目標の達成手段として、情報通信利用環境整備推進事業を実施。
- 電気通信市場動向等を踏まえた公正競争ルールの整備等の環境整備を進めることにより、電気通信事業の更なる発展を実現すること
- 電気通信サービス利用者の苦情・相談対応や迷惑メール対策及びインターネット上の違法・有害情報への適切な対応により、安心・安全なインターネット環境を実現すること
- 情報通信ネットワークの耐災害性向上や通信機器の技術基準の適合性の確認等を進めることにより、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること

情報通信利用環境整備推進事業

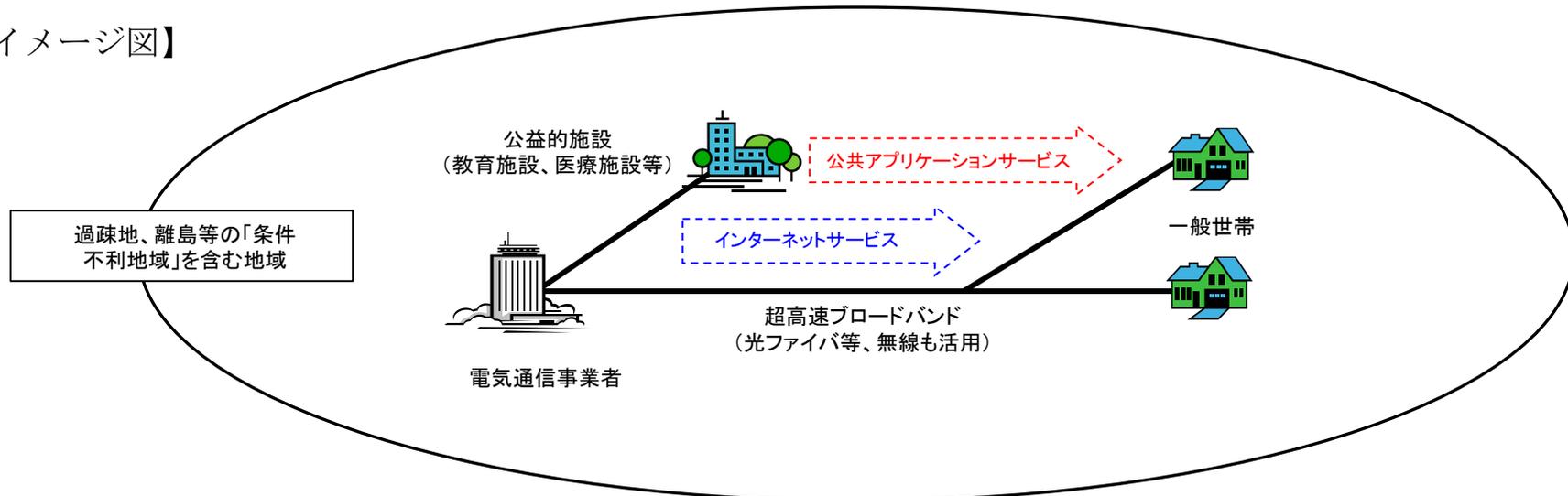
超高速ブロードバンド未整備地域のうち民間事業者による整備が見込まれない「**条件不利地域**」において、**市町村等**が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その**事業費の一部を補助**。

平成27年度予算額 4.3億円

事業概要

- ▶ **過疎地、離島等の「条件不利地域」※1を含む地域において、市町村等が光ファイバ等を整備する場合、事業費の1/3を補助。**（離島を整備する場合は事業費の2/3を補助※2）
※1: 過疎、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯
※2: 平成25年度から補助率を引き上げ
- ▶ 残りの2/3（離島の場合は1/3）については過疎債等を充当することが可能。（過疎債を充当した場合、市町村の**実質負担割合は事業費の2割**（離島の場合は1割））
- ▶ 市町村等は整備した光ファイバ等を一般的には**電気通信事業者に貸与し、電気通信事業者は貸与された光ファイバ等を用いてインターネットサービスを住民に提供。**
- ▶ **市町村等は貸与した光ファイバ等を利用し、公共アプリケーションサービス（医療・福祉・教育等の分野におけるサービス）を住民に提供。**

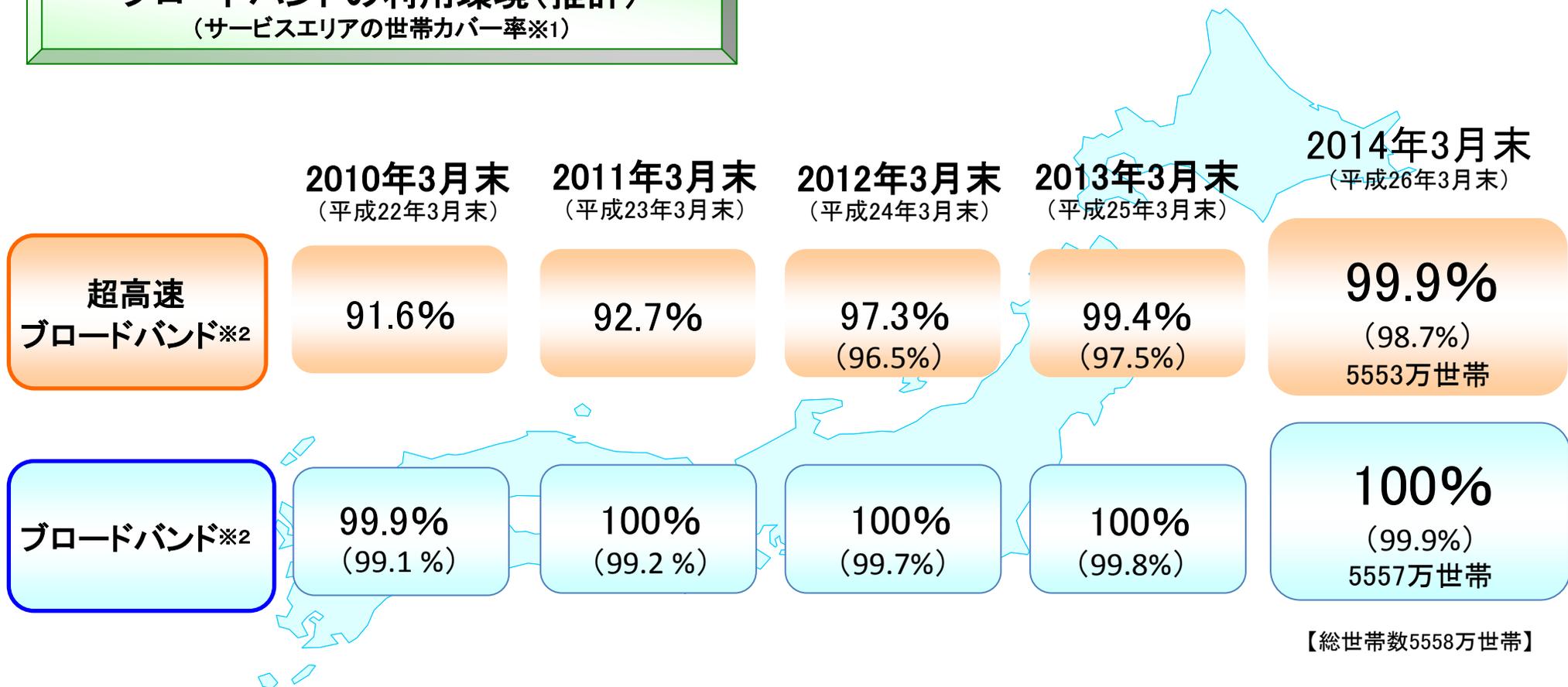
【イメージ図】



ブロードバンド基盤の整備状況

ブロードバンドの利用環境(推計)

(サービスエリアの世帯カバー率※1)



※1 住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(小数点以下第二位を四捨五入)。

※2 ブロードバンド基盤の機能に着目して以下のように分類。なお、伝送速度はベストエフォートであり、回線の使用状況やエントランス回線の状況等により最大速度が出ない場合もある。

超高速ブロードバンド:FTTH、CATVインターネット、FWA、BWA、LTE (FTTH及びLTE以外は下り30Mbps以上のものに限る)。()内は固定系のみの数値。

ブロードバンド:FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA、LTE、3.5世代携帯電話。()内は固定系のみの数値。

ブロードバンドの整備率と利用率

【ブロードバンド※1】

整備率※3
(全体)
【2014年3月末】

約 100.0 %

整備率※3
(固定系)
【2014年3月末】

約 99.9 %

利用率※4
(固定系:世帯ベース)
【2014年3月末】

約 65.2 %

【超高速ブロードバンド※2】

整備率※3
(全体)
【2014年3月末】

約 99.9 %

整備率※3
(固定系)
【2014年3月末】

約 98.7 %

利用率※4
(固定系:世帯ベース)
【2014年3月末】

約 51.1 %

※移動系の利用率※5は、約42.6% (2014年3月末時点)。
なお、2013年3月末時点は、約20%。

※1 ブロードバンド:FTTH、DSL、CATVインターネット、BWA、LTE、3.5世代携帯電話等

※2 超高速ブロードバンド:FTTH、CATVインターネット、BWA、LTE等 (FTTH及びLTE以外は下り30Mbps以上のものに限る)

※3 整備率:(超高速)ブロードバンドのカバーエリアの世帯数/住民基本台帳の世帯数

※4 利用率(固定系):固定系(超高速)ブロードバンドサービスの契約数の総計/住民基本台帳の世帯数

※5 利用率(移動系):移動系(超高速)ブロードバンドサービスの契約数の総計/住民基本台帳の人口

(出典) 総務省調査

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申概要

(平成26年12月18日情報通信審議会)【ICT基盤整備部分 抜粋】

5. 2. ICT基盤の整備推進による地方の創生

現状と2020年代に向けた課題

- ICTは経済活動の活性化や社会的課題の解決のほか、地方の創生にも資するなどその役割が今後ますます増大。しかしながら、競争原理下では、条件不利地域におけるICT基盤の整備・維持は困難。
- こうした状況を踏まえ、2020年代に向けて、条件不利地域におけるICT基盤の整備・維持の在り方について検討が必要。

政策の具体的方向性

① 希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備推進

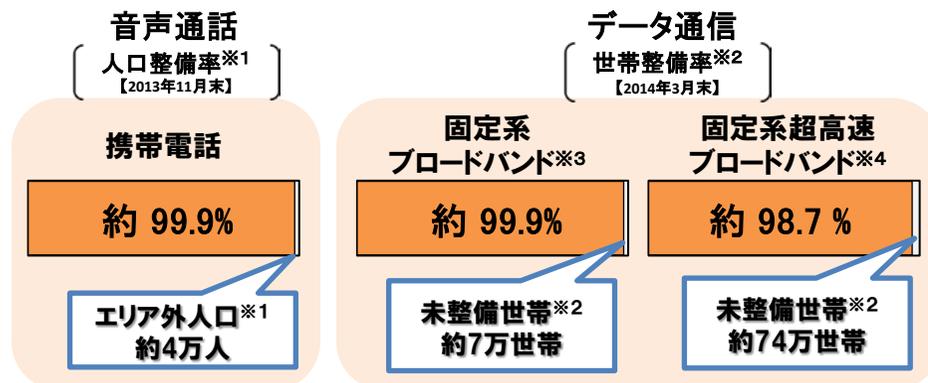
未だに存在する携帯電話や超高速ブロードバンドが利用できない未整備地域について、引き続き、その解消を進めていくことが適当。

② ICT基盤の整備及び支援の在り方

携帯電話については、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当。

超高速ブロードバンドについても、引き続き公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要。特に光ファイバは、地域におけるニーズを的確に把握しつつ、支援の在り方について検討を進めていくことが適当。

【ICT基盤の整備状況】



※1 国勢調査等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。整備率は携帯電話が利用できる地域の人口を総人口で除したもの。

※2 住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。整備率はカバーエリアの世帯数を総世帯数で除したもの。

※3 固定系ブロードバンド: FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA(地域WiMAXに限る)

※4 固定系超高速ブロードバンド: FTTH、CATVインターネット、FWA (FTTH以外は下り30Mbps以上のものに限る)

2. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(オ) ICT等の利活用による地域の活性化

(1)-(オ)-① ICTの利活用による地域の活性化

(前略)2015年度から、ICTを活用した新たな街づくりや地域からの情報発信強化、柔軟な就労環境を実現する新たなテレワークの実現に向けた取組や、公衆無線LANや高速モバイル、ブロードバンドなどの地域の通信・放送環境の整備を推進する。(以下略)

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 地方移住の推進

(2)-(ア)-② 地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格支援、住み替え支援)

(前略)休暇取得を促進する運動や、地方への新しいひとの流れをつくるサテライトオフィス・テレワーク等の遠隔勤務(以下「ふるさとテレワーク」という。)の促進により、就労者が仕事をしながらも十分な滞在時間を確保し場所にとらわれない就業ができる環境づくりを図る。

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

(2)-(イ)-③ 遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

都市部に居住せずとも地方に住みながら仕事ができるような環境を整備するため、ICT基盤の整備を進め、関係府省庁で連携し、モデル実証等による好事例の把握やそれを踏まえた事例の周知や支援策の実施等を行う。さらに、地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の実情や企業のニーズを踏まえつつ、モデルケースの検証を行い、ふるさとテレワークを推進する。(以下略)

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

(4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

(前略)医療・教育・雇用・行政・農業等の幅広い分野でICTの利活用を推進するとともに、地域の通信・放送環境の整備を推進する。(以下略)